## 自己点検表

## 【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

## （上記の該当するサービスに○をしてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  | 　 |  　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |   |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |   |  ３ |  ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | （職名）　　　　　 （氏名） |  |
|  |   |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |   |  |  |
|  |  |  |  |

## ＜自己点検に当たっての留意事項＞

## （１） 記入される時点での状況について、各項目の確認事項に記載されている内容について、満たされていればはいに、そうでなければいいえの部分に、チェックを入れてください。

## （２） 確認事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、いいえにチェックを入れてください。

## （３） 該当のない項目については、該当なしの部分にチェックを入れてください。

## （注）可能な限り両面コピーにより提出すること。

【根拠法令】

介護保険法（平成９年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

省令・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）

条例・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第26号）

規則・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第26号）

予省令・・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

予条例・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第27号）

予規則・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第27号）

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第25号）

| 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 確認書類等 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当なし |
| Ⅰ　基本方針 | 　 |
| 1 | 基本方針 | 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっていますか。 | 省令第44条 | ・運営規程 | □ | □ | □ |
| （介護予防） | 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔保持及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | 予省令第47条 | □ | □ | □ |
| Ⅱ　人員基準　 | 　 |
| 2 | 従業者の員数 | 訪問入浴介護従業者は以下の人数以上配置していますか。 | 省令第45条第1項 | ・勤務表・訪問入浴介護記録・職員名簿、雇用契約書・資格を確認する書類・就業規則・賃金台帳等 | □ | □ | □ |
| 　・看護職員　1人以上　・介護職員　2人以上 (※介護予防のみ指定を受けた場合は、介護職員1人以上) | 予省令第47条第1項 | 　 | 　 | 　 |
| 従業者のうち1人以上は常勤職員となっていますか。 | 省令第45条第2項 | □ | □ | □ |
| 　→　常勤職員の人数を記載してください。　　　（　　　　人） | 予省令第47条第2項 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 管理者 | 常勤・専従（＊）の管理者を置いていますか。 | 省令第46条 | ・勤務表・訪問入浴介護記録 | □ | □ | □ |
| ＊管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。 | 予省令第48条 | 　 | 　 | 　 |
| 　→　次の事項について記載してください。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　・兼務の有無　（　有　・　無　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　　　事業所名：（　　　　　　　　　　　　）　　　職種名　：（　　　　　　　　　　　　） 　勤務時間：（　　　　　　　　　　　　） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| Ⅲ　設備基準 | 　 |
| 4 | 設備等 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていますか。 | 省令第47条第1項予省令第48条 | ・設備・備品台帳 | □ | □ | □ |
| 利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備を保管するために必要なスペースが確保されていますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備・備品等を備えていますか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。 | 　 | ・浴槽、机、椅子、電話、手指洗浄設備、車両（浴槽運送用） | □ | □ | □ |
| Ⅳ　運営基準 | 　 |
| 5 | 内容及び手続の説明及び同意 | あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（＊）を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、利用申込者の同意を得ていますか。＊重要事項とは○運営規程の概要（点検項目24番参照）○訪問入浴介護従業者の勤務の体制○事故発生時の対応○苦情処理の体制等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項 | 省令第54条【準用第8条】予省令第49条の2 | ・重要事項説明書・利用申込書（契約書等）・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 6 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。 | 省令第54条【準用第9条】予省令第49条の3 | ・要介護度の分布がわかる資料 | □ | □ | □ |
| 7 | サービス提供困難時の対応 | サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに行っていますか。 | 省令第54条【準用第10条】予省令第49条の4 | 　 | □ | □ | □ |
| 8 | 受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 | 省令第54条【準用第11条第１項】予省令第49条の5第１項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。 | 省令第54条【準用第11条第2項】予省令第49条の5第2項 | □ | □ | □ |
| 9 | 要介護認定の申請に係る援助 | 要介護認定を受けていない利用者申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 省令第54条【準用第12条第１項】予省令第49条の6第1項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | 省令第54条【準用第12条第2項】予省令第49条の6第2項 | □ | □ | □ |
| 10 | 心身の状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | 条例第54条【準用第13条】予省令第49条の7 | ・利用者に関する記録・サービス担当者会議の要点 | □ | □ | □ |
| 11 | 居宅介護支援事業者等との連携 | サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | 省令第54条【準用第14条第1項】予省令第49条の8第1項 | ・情報提供に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。 | 省令第54条【準用第14条第2項】予省令第49条の8第2項 | ・利用者に関する記録・指導、連絡等の記録・終了に際しての注意書 | □ | □ | □ |
| 12 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等によりサービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | 条例第54条【準用第15条】予省令第49条の9 | ・利用者の届出書 | □ | □ | □ |
| 13 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | 省令第54条【準用第16条】予省令第49条の10 | ・居宅サービス計画書・週間サービス計画表・（訪問入浴介護計画書）・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 14 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。 | 省令第54条【準用第17条】予省令第49条の11 | ・サービス計画表・サービス提供票 | □ | □ | □ |
| 15 | 身分を証する書類の携行 | 訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 省令第54条【準用第18条】予省令第49条の12 | ・身分を証する書類※この証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付けや職能の記載を行うことが望ましい。 | □ | □ | □ |
| 16 | サービスの提供の記録 | 介護サービスを提供したときは、必要な事項を書面に記録していますか。 | 省令第54条【準用第19条第１項】予省令第49条の13第1項 | ・サービス提供票・別表・業務日誌・訪問入浴介護記録 | □ | □ | □ |
| 介護サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供していますか。 | 省令第54条【準用第19条第2項】予省令第49条の13第2項 | □ | □ | □ |
| 17 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスの場合は、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | 省令第48条第１項予省令第50条第１項 | 　 | □ | □ | □ |
| 法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。 | 省令第48条第２項予省令第50条第２項 | ・運営規程・領収書控・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 上記の支払いを受ける額のほか，次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。①利用者の選定により通常の事業の実施地域外の居宅でサービス提供を行う場合の交通費②利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用  | 省令第48条第３項予省令第50条第３項 | ・重要事項説明書・運営規程・領収書控・車両運行日誌 | □ | □ | □ |
| 利用者の選定により通常の事業実施地域外の居宅でサービス提供を行う場合の交通費及び利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用の支払いについて、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得ていますか。 | 省令第48条第４項予省令第50条第４項 | ・説明文書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | 介護保険法第41条第8項 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 介護保険法施行規則第65条 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 18 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。 | 省令第54条【準用第21条】予省令第５0条の2 | ・サービス提供証明書控 | □ | □ | □ |
| 19 | 指定訪問入浴介護の基本取扱方針 | 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行われていますか。 | 省令第49条第1項 | ・（訪問入浴介護計画書） | □ | □ | □ |
| 提供する指定訪問入浴介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図っていますか。 | 省令第49条第２項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 19－1 | 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針 | 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | 予省令第56条第１項 |  |  |  |  |
| 提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図っていますか。 | 予省令第56条第２項 |  |  |  |  |
| 指定介護予防訪問入浴介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたっていますか。 | 予省令第56条第３項 |  |  |  |  |
| 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | 予省令第56条第４項 |  |  |  |  |
| 20 | 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針 | サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか | 省令第50条第1号 | ・訪問入浴介護記録・業務日誌・業務マニュアル | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明をおこなっていますか。 | 省令第50条第2号 |  |
| 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供していますか。 | 省令第50条第3号 | ・研修受講修了証明書・研修参加記録・研修計画表・出張命令書・研修会資料 | □ | □ | □ |
| 1回の訪問につき看護職員1人及び介護職員2人をもって行い、これらのうち1人を当該サービス提供の責任者としていますか。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行っていますか。 | 省令第50条第4号 | ・訪問入浴介護記録・業務日誌・履歴書・職務分担表又は辞令・主治の医師の意見確認書類 | □ | □ | □ |
| サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意していますか。特に、利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用していますか。また、消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、従業者に周知していますか。 | 省令第50条第5号 | ・定期消毒の記録等・業務マニュアル・消毒方法マニュアル・研修資料・洗浄及び消毒点検表 | □ | □ | □ |
| 20－1 | 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針 | サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか | 予省令第57条第1号 | ・訪問入浴介護記録・業務日誌・業務マニュアル | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明をおこなっていますか。 | 予省令第57条第2号 |  | □ | □ | □ |
| 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供していますか。 | 予省令第57条第3号 | ・研修受講修了証明書・研修参加記録・研修計画表・出張命令書・研修会資料 | □ | □ | □ |
| 1回の訪問につき看護職員1人及び介護職員１人をもって行い、これらのうち1人を当該サービス提供の責任者としていますか。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行っていますか。 | 予省令第57条第4号 | ・訪問入浴介護記録・業務日誌・履歴書・職務分担表又は辞令・主治の医師の意見確認書類 | □ | □ | □ |
| サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意していますか。特に、利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用していますか。また、消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、従業者に周知していますか。 | 予省令第57条第5号 | ・定期消毒の記録等・業務マニュアル・消毒方法マニュアル・研修資料・洗浄及び消毒点検表 | □ | □ | □ |
| 21 | 利用者に関する市町への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。①正当な理由なく指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる場合②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合 | 省令第54条【準用第26条】予省令第30条の3 | ・市町に送付した通知に係る記録 | □ | □ | □ |
| 22 | 緊急時等の対応 | 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置をとっていますか。 | 省令第51条予省令第51条 | ・契約書・運営規程・利用者台帳・訪問入浴介護の記録・緊急時対応マニュアル等 | □ | □ | □ |
| あらかじめ協力医療機関を定めていますか。・協力医療機関は、通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。・緊急時に円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 | ・協力医療機関との契約書 | □ | □ | □ |
| 23 | 管理者の責務 | 事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | 省令第52条予省令第52条 | ・組織図、組織規程・運営規程・職務分担表・業務報告書・業務日誌 | □ | □ | □ |
| 24 | 運営規程 | 指定訪問入浴介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額⑤通常の事業の実施地域⑥サービスの利用に当たっての留意事項⑦緊急時における対応方法⓼虐待防止のための措置に関する事項⑨その他運営に関する重要事項 | 省令第53条予省令第53条 | ・運営規程・指定申請及び変更届写 | □ | □ | □ |
| 25 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | 省令第53条の2第1項予省令第53条の2第1項 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表（原則として月ごと） | □ | □ | □ |
| 事業所ごとに、当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービスを提供していますか。 | 省令第53条の2第２項予省令第53条の2第2項 | ・勤務表・雇用契約書 | □ | □ | □ |
| 訪問入浴介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保していますか。また、全ての訪問入浴介護従事者（看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員等、医療・福祉関係の資格を有するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | 省令第53条の2第3項予省令第53条の2第3項 | ・研修計画、出張命令・研修会資料・研修受講修了証明書 | □ | □ | □ |
| 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するために必要とされる以下のような措置を講じていますか。1. 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
2. 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
 | 省令第53条第4項予省令第53条の2第4項 |  | □ | □ | □ |
| 26 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していますか。 | 省令第54条【準用第30条の2第1項】予省令第53条の2の2第1項 |  | □ | □ | □ |
| 訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | 省令第54条【準用第30条の2第2項】予省令第53条の2の2第2項 |  | □ | □ | □ |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | 省令第54条【準用第30条の2第3項】予省令第53条2の2第3項 |  | □ | □ | □ |
| 27 | 衛生管理等 | 訪問入浴介護従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。 | 省令第54条【準用第31条第１項】予省令第５3条の3第1項 | ・健康診断の記録 | □ | □ | □ |
| 設備及び備品について、衛生的な管理を行っていますか。 | 省令第54条【準用第31条第２項】予省令第５3条の3第２項 | ・衛生管理マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じていますか。 | 省令第54条【準用第31条第3項】予省令第53条の3第3項 |  | □ | □ | □ |
| 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会のおおむね6月に1回以上の開催及びその結果の周知徹底
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
3. 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施
 |
| 28 | 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 省令第54条【準用第32条第1項】予省令第５3条の4第1項 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記の掲示を行っていない場合は、代わりに運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を、事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 | 省令第54条【準用第32条第2項】予省令第53条の4第2項 |  | □ | □ | □ |
| 29 | 秘密保持等 | 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 省令第54条【準用第33条第１項】予省令第５3条の5第１項 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 省令第54条【準用第33条第２項】予省令第53条の5第2項 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | 省令第54条【準用第33条第3項】予省令第５3条の5第3項 | ・利用者及び家族の同意書 | □ | □ | □ |
| 30 | 広告 | 虚偽の又は誇大な広告となっていませんか。 | 省令第54条【準用第34条】予省令第５3条の6 | ・広告物 | □ | □ | □ |
| 31 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | 省令第54条【準用第35条】予省令第５3条の7 | 　 | □ | □ | □ |
| 32 | 苦情処理等 | 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | 省令第54条【準用第36条第1項】予省令第53条の8第1項通知第３の１の３の(28)の① | ・運営規程・苦情に関する記録・苦情対応マニュアル・苦情に対する対応結果記録・指導等に関する改善記録・市町村への報告記録・国保連からの指導に対する改善記録・国保連への報告書 | □ | □ | □ |
| 　　苦情件数　：　月　　　　件程度　　苦情相談窓口の設置　：　有　・　無　　相談窓口担当者　：　 | 　 | 　 | 　 |
| 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者又はその家族に知らせるとともに、事業所に掲示していますか。 | □ | □ | □ |
| 苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録していますか。 | 省令第54条【準用第36条第2項】予省令第53条の8第2項 | □ | □ | □ |
| 苦情に関する市町村・国保連の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善に努めるとともに、当該改善の内容を報告していますか。 | 省令第54条【準用第36条第３項～第６項】予省令第53条の8第３項～第６項 | □ | □ | □ |
| 33 | 地域との連携等 | 事業の運営に当たっては、提供した指定訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | 省令第54条【準用第36の2条第1項】予省令第５3条の9第1項 | 　 | □ | □ | □ |
| 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護の提供を行うよう努めていますか。 | 省令第54条【準用第36条の2第2項】予省令第53条の9第2項 |  | □ | □ | □ |
| 34 | 事故発生時の対応 | サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。　→過去一年間の事故事例の有無：　有　・　無 | 省令第54条【準用第37条第１項・第２項】予省令第５3条の10第１項・第２項 | ・事故対応マニュアル・事故に関する記録・事故発生報告書（控え） | □ | □ | □ |
| 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。　→損害賠償保険への加入：　有　・　無 | 省令第54条【準用第37条第３項】予省令第５3条の10第３項 | ・損害賠償関係書類 | □ | □ | □ |
| 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | 通知第３の１の３の(27)の③ | ・事故再発防止検討記録 | □ | □ | □ |
| 35 | 虐待の防止 | 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。 | 省令第37条の2予省令第53条の10の2 |  | □ | □ | □ |
| 1. 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び、その結果の周知徹底
2. 事業所における虐待防止のための指針の整備
3. 訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修の徹底的な実施
4. ③を適切に実施するための担当者の配置
 |
| 36 | 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 省令第54条【準用第38条】予省令第53条の11 | ・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 37 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 省令第53条の3第１項予省令第54条第１項 | ・職員名簿・設備台帳・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。①提供した具体的なサービス内容等の記録②市町への通知に係る記録③苦情の内容の記録④事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | 省令第53条の3第2項条例第4条~~規則第9条~~予省令第54条第2項予条例第4条~~予規則第9条~~ | ・（訪問入浴介護計画書）・サービス提供記録・市町への通知に係る記録・苦情の記録・事故の記録 | □ | □ | □ |
| Ⅴ　変更の届出等 | 　 |
| 38 | 変更の届出等 | ・　次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出ていますか。　□　事業所の名称及び所在地　□　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　□　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）　□　事業所の平面図　□　利用者の推定数　□　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所　□　運営規程　□　協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 | 介護保険法第75条第１項介護保険法施行規則第13１条第１項及び第２項 | ・届出書類の控 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－１　介護給付費関係 | 　 |
| 39 | 基本的事項 | 指定訪問入浴介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。ただし、指定訪問入浴介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県知事に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。 | 平12厚告19の一 | ・（訪問入浴介護計画書）・介護給付費請求書・介護給付費明細書 | □ | □ | □ |
| 指定訪問入浴介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平12厚告19の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平12厚告19の三 | □ | □ | □ |
| 40 | 基準額の算定 | 看護職員1人及び介護職員2人が指定訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 | 平12厚告19の別表の2注1 | ・訪問入浴介護記録・勤務表 | □ | □ | □ |
| 41 | 身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の取扱い | 入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人が指定訪問入浴介護を行った場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 | 平12厚告19の別表の2注2 | ・主治の医師の意見確認書類 | □ | □ | □ |
| 42 | 清拭又は部分浴の場合の算定 | 利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | 平12厚告19の別表の2注3 | ・訪問入浴介護記録 | □ | □ | □ |
| 43 | 集合住宅に居住する利用者への減算　 | 次の(1)(2)のいずれかの利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。また、(3)の利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。1. 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下この項目において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者。※(3)に該当する場合を除く。
2. 指定訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者。
3. 指定訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者。
 | 平12厚告19別表の2注4 | 　 | □ | □ | □ |
| (2)(3)について算定月の1月当たりの利用者数の平均 ＝ 1日ごとの利用者数の合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　月の日数　　　　　　　　（小数点以下切捨て） | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 　 | 　 | 　 |
| 44 | 特別地域訪問入浴介護加算 | 平成24年厚生労働省告示第120号に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。 | 平12厚告19の別表の2注5 | ・（訪問入浴介護計画書）・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 45 | 中山間地域等における小規模事業所加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の一に定める地域に所在し、かつ、平成27年厚生労働省告示第96号の二に適合する（※）指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。※1月当たり延べ訪問回数が20回以下の指定訪問入浴介護事業所 | 平12厚告19の別表の2注6 | ・（訪問入浴介護計画書）・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 46 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の二に定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。 | 平12厚告19の別表の2注7 | ・運営規程・領収書控・車両運行日誌・利用者の住所が記載された書類 | □ | □ | □ |
| 47 | サービス種類相互の算定関係 | 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、算定していませんか。 | 平12厚告19の別表の2注8 | ・（訪問入浴介護計画書）・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 48 | 初回加算 | 初回の指定訪問入浴介護を行う前に、新規利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合、1月につき200単位を加算していますか。 | 平12厚告19の別表の2ロ |  | □ | □ | □ |
| 49 | 認知症専門ケア加算 | 以下の基準に適合しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、次に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19の別表の2ハ |  | □ | □ | □ |
| （1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）次の①～③のいずれにも適合する場合1日につき、３単位（２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）　次の①～⑤のいずれにも適合する場合　1日につき、４単位 |
| ① | 事業所における利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する利用者の占める割合が2分の1以上であること。 | □ | □ | □ |
| ② | 「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を終了している者を、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳまたは　　Ｍに該当する利用者の数が20人未満である場合には1以上、20人以上である場合は1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | □ | □ | □ |
| ③ | 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | □ | □ | □ |
| ④ | 「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | □ | □ | □ |
| ⑤ | 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること | □ | □ | □ |
| 50 | サービス提供体制強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の五に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が利用者に対し指定訪問入浴介護を行った場合、基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　44単位　　次の①～④のいずれにも適合している場合（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　36単位　　次の①～③、⑤のいずれにも適合している場合（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　12単位　　次の①～③、⑥のいずれにも適合している場合 | 平12厚告19の別表の2二 | ・研修記録・会議記録・健康診断実施状況・職員の割合を確認した書類 | □ | □ | □ |
| ① | 事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | □ | □ | □ |
| ② | 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 | □ | □ | □ |
| ③ | 事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 | □ | □ | □ |
| ④ | 次のいずれかに適合すること。1. 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
2. 事業所の介護職員の総数のうち、各月の前月の末日時点での勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の24以上であること。
 | □ | □ | □ |
| ⑤ | 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 | □ | □ | □ |
| ⑥ | 次のいずれかに適合すること。1. 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。
2. 事業所の訪問入浴介護従事者の総数のうち、各月の前月の末日時点での勤続年数が7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
 | □ | □ | □ |
| 51 | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和６年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19の別表の2ホ　 | 　 | □ | □ | □ |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の58に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の42に相当する単位数（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　次の①（1）～（6）及び（８）、②、に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の23に相当する単位数 | 　 | 　 | 　 |
| ① | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □ | □ | □ |
| （2）当該指定訪問入浴介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
| （4）当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | □ | □ | □ |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □ | □ | □ |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。　（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。　（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。　（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| （8）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ② | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| 52 | 介護職員等特定処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19の別表の2ヘ　 |  | □ | □ | □ |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の21に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の①（1）～（4）、（6）～（８）に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の15に相当する単位数 |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。1. 経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。
2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。
 | □ | □ | □ |
|  | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
|  | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
|  | 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 | □ | □ | □ |
|  | 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | □ | □ | □ |
|  | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
|  | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－2　介護給付費関係（介護予防） | 　 |
| 53 | 基本的事項 | 指定介護予防訪問入浴介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県知事に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。 | 平18厚告127の一 | ・（介護予防訪問入浴介護計画書）・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防訪問入浴介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平18厚告127の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平18厚告127の三 | □ | □ | □ |
| 54 | 基準額の算定 | 看護職員1人及び介護職員1人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 | 平18厚告127の別表の1注1 | ・訪問入浴介護記録・勤務表 | □ | □ | □ |
| 55 | 身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の取扱い | 入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、介護職員2人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 | 平18厚告127の別表の1注2 | ・主治の医師の意見確認書類 | □ | □ | □ |
| 56 | 清拭又は部分浴の場合の算定 | 利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | 平18厚告127の別表の1注3 | ・訪問入浴介護記録 | □ | □ | □ |
| 57 | 集合住宅に居住する利用者への減算　 | 次の(1)(2)のいずれかの利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。また、(3)の利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。1. 指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下この項目において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者。※(3)に該当する場合を除く。
2. 指定介護予防訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者。
3. 指定介護予防訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者。
 | 平18厚告127の別表の1注4 | 　 | □ | □ | □ |
| (2)(3)について算定月の1月当たりの利用者数の平均 ＝ 1日ごとの利用者数の合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　月の日数　　　　　　　　（小数点以下切捨て） | 　 | 　 | 　 |
| 58 | 特別地域訪問入浴介護加算 | 平成24年厚生労働省告示第120号に定める地域に所在する指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。 | 平18厚告127の別表の1注5 | ・（介護予防訪問入浴介護 計画書）・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 59 | 中山間地域等における小規模事業所加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の一に定める地域に所在し、かつ、平成27年厚生労働省告示第96号の六十九（※）に適合する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。※1月当たりの延べ訪問回数が5回以下の指定介護予防訪問入浴介護事業所 | 平18厚告127の別表の1注6 | ・（介護予防訪問入浴介護計画書）・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 60 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 平成21年厚生労働省告示第83号の二に定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。 | 平18厚告127の別表の1注7 | ・運営規程・領収書控・車両運行日誌・利用者の住所がわかる書類 | □ | □ | □ |
| 61 | サービス種類相互の算定関係 | 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、算定していませんか。 | 平18厚告127の別表の1注8 | ・（介護予防訪問入浴介護計画書）・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 62 | 初回加算 | 初回の指定訪問入浴介護を行う前に、新規利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合、1月につき200単位を加算していますか。 | 平18厚告127の別表の1ロ |  | □ | □ | □ |
| 63 | 認知症専門ケア加算 | 以下の基準に適合しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、次に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加算していますか。 | 平18厚告127の別表の1ハ |  | □ | □ | □ |
| （1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）次の①～③のいずれにも適合する場合1日につき、３単位（２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）　次の①～⑤のいずれにも適合する場合　1日につき、４単位 |  |  |  |
|  | 事業所における利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する利用者の占める割合が2分の1以上であること。 | □ | □ | □ |
|  | 「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を終了している者を、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳまたは　　Ｍに該当する利用者の数が20人未満である場合には1以上、20人以上である場合は1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | □ | □ | □ |
|  | 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | □ | □ | □ |
|  | 「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | □ | □ | □ |
|  | 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること | □ | □ | □ |
| 64 | サービス提供体制強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の五に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が利用者に対し指定訪問入浴介護を行った場合、基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　44単位　　次の①～④のいずれにも適合している場合（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　36単位　　次の①～③、⑤のいずれにも適合している場合（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　12単位　　次の①～③、⑥のいずれにも適合している場合 | 平18厚告127の別表の1ロ | ・研修記録・会議記録・健康診断実施状況・職員の割合を確認した書類 | □ | □ | □ |
|  | 事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | □ | □ | □ |
|  | ②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 | □ | □ | □ |
|  | ③事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 | □ | □ | □ |
|  | ⓸次のいずれかに適合すること。1. 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
2. 事業所の介護職員の総数のうち、各月の前月の末日時点での勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の24以上であること。
 | □ | □ | □ |
|  | ⑤事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 | □ | □ | □ |
|  | ⓺次のいずれかに適合すること。1. 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。
2. 事業所の訪問入浴介護従事者の総数のうち、各月の前月の末日時点での勤続年数が7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
 | □ | □ | □ |
| 65 | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和６年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平18厚告127の別表の1ホ　 | 　 | □ | □ | □ |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の58に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の42に相当する単位数（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　次の①（1）～（6）、②に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の23に相当する単位数 | 　 | 　 | 　 |
| ① | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □ | □ | □ |
| （2）当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
| （4）当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | □ | □ | □ |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □ | □ | □ |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。　（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。　（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| （8）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ② | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平18厚告127の別表の1ヘ |  |  |  |  |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の21に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の①（1）～（4）、（6）～（８）に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の15に相当する単位数 |  |  |  |  |
| ⓵ | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。1. 経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。
2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。
 | □ | □ | □ |
| ⓶ | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、県知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
| ⓷ | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
| ⓸ | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
| ⓹ | 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 | □ | □ | □ |
| ⓺ | 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | □ | □ | □ |
| ⓻ | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ⓼ | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | □ | □ | □ |